

南海トラフ地震に備えよう！

～お家の家具の固定をサポートします～

申請締切
7月31日
(木)

過去の大規模地震では、家具の転倒によって、たくさんの方が犠牲になりました。
ご自分や大切な人の命を守るために、家具の転倒防止対策はとても重要です。
この機会に、「家具類固定サポート制度」をご利用ください！

家具や家電を固定していないと・・・



しっかりと固定しよう！



家具類の固定の効果



県の南海トラフ地震被害想定では、家具類の転倒・落下防止対策を行うことで、死傷者数を4分の1に軽減できると想定されています。

家具類の転倒・落下防止対策による死傷者の軽減(人)



「家具類固定サポート制度」はどんな制度？

家具の固定方法がわからない方や、自分で固定作業ができない方のために、香川県防災士会の「家具類固定サポーター」が家庭を訪問し、固定方法のアドバイスや固定器具の取付支援などを行う制度です。

実施スケジュール（予定）

① 利用申請	【締切：7月31日（木）】※予算額に達した場合、受付を終了します。 観音寺市総務部危機管理課（TEL：0875-23-3940）あてにお電話いただくか、別紙の利用申請書を提出してください。
② 日程調整	香川県防災士会から申請者に電話連絡をして、訪問日の調整などを行います。 ※家具類固定サポート制度事務局（080-8636-2129）からお電話します。 ※申請状況により、ご連絡までにお時間を要する場合があります。
③ 事前診断	サポーターが家庭を訪問し、家具類の固定方法の診断を実施します。 サポーターと相談のうえ、固定する家具や固定方法を決めてください。
④ 器具調達	診断結果に基づき、必要な器具等を用意してください。 ※器具の購入代金は、利用者の負担となりますが、器具購入費に対する補助がありますので、ご利用したい場合はご相談ください。（診断や固定作業は無料です。）
⑤ 取付支援	サポーターが家庭を訪問し、固定器具の取付サポートを実施します。

※スケジュールはあくまで目安であり、状況に応じて変更する可能性があります。

※事前連絡なく、サポーターが自宅をいきなり訪問することはありません。本制度に関して、不審に思われる訪問や連絡があった場合には、観音寺市危機管理課にご確認ください。

令和7年度 家具類固定サポート制度 募集要項

【対象世帯】市町内に住所を有する世帯

【申請締切】令和7年7月31日（木）必着 ※ただし、予算額に達した場合、受付を終了します。

【申請方法】別紙の利用申請書に必要事項を記入のうえ、下記まで御提出ください。

○提出先（FAX・メール・郵送にて提出してください。）

〒768-8601 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号 総務部危機管理課 行

TEL : 0875-23-3940 FAX : 0875-23-3920

E-mail : kikikanri@city.kanonji.lg.jp

※自治会などの地域コミュニティ単位で世帯をまとめて申請することも可能ですので、お気軽にご相談ください。

【注意事項】 利用申請書の「2 条件」に記載されている内容のほか、
以下の条件等をよくお読みいただいたうえ、利用申請を行ってください。

○事前診断や取付支援の作業は無料ですが、**転倒防止器具の購入費用は申請者の負担**となります。

○申請者が建物の所有者でない場合は、建物の所有者又は管理者の承諾が必要です。

○円滑な作業のため、訪問前に、家具の周囲の整理をお願いします。

※**片付けは本制度の支援対象外**です。

○以下については、原則、**支援の対象外**とさせていただきます。

- ・ガラスへの飛散防止フィルムの貼付
- ・コンクリート、モルタル、タイル等へのビス固定
- ・ピアノ等、専門業者による作業が必要なもの
- ・仏壇等、固定作業に特別な配慮が必要なもの

【お願い】

この制度は、「自分の命は自分で守る」という自助の意識向上を図るとともに、自分では固定器具の取付作業ができない方を手助けすることを目的としています。また、サポーターは、香川県防災土会の防災土の方々に、ボランティアに近い形で取り組んでいただいているものであり、家具の移動作業や家具内の収容物（食器等）の片付けなど、本制度の支援の範囲を超えたご要望についてはお受けすることができませんので、あらかじめご了承ください。

自分で作業ができない方（高齢の方、障害のある方、病気やけがをされている方等）は、サポーターが、取付作業まで支援をさせていただきますが、ご自分で作業ができる方は、サポーターからのアドバイスのもと、可能な限り、ご自分で作業を実施していただくようご協力をお願いします。

【家具類転倒防止器具の購入費用への補助について】

器具の購入費用は申請者の負担となりますが、購入費用に対する補助を行っています。利用したい場合は、お住まいの市町の担当部署にお問い合わせください。

※器具を購入する前に、必ずご連絡いただき、補助制度が利用可能かどうかをご確認ください。

※器具の購入費の補助制度の利用に要件がある場合があります。また、時期によっては募集を締め切っている可能性もありますので、あらかじめご了承ください。